

【1月10日(月)訂正】 会員規約一部改訂のお知らせ

2022年2月1日(火)より、「会員規約」の内容を一部改訂いたしますので、ご案内申し上げます。

※2021年12月23日(木)にお知らせいたしました改訂内容に一部訂正がございます。

下記内容をご確認くださいようお願い申し上げます。

記

④エムアイカード・エムアイポイントサービス特約

<誤>

改訂前	改訂後
<p>12. 「ポイント積立期間」とは、(1) 登録日から、その翌年の登録月の5日までの期間をいい、かつ、(2) それ以降は、直前の積立期間の終了日の翌日から1年間をいいます。ただし、2016年4月5日以前より引き続きクレジットカード会員またはWEB会員である場合は、上記(1)については、2016年4月6日から次に到来する登録月の5日までの期間をいいます。</p>	<p>14. 「ポイント積立期間」とは、(1) 登録日から、その翌年の12月31日までの期間をいい、かつ、(2) それ以降は、直前の積立期間の終了日の翌日である1月1日から12月31日までの1年間をいいます。</p>

<正> 訂正箇所：黄色マーカー箇所

改訂前	改訂後
<p>12. 「ポイント積立期間」とは、(1) 登録日から、その翌年の登録月の5日までの期間をいい、かつ、(2) それ以降は、直前の積立期間の終了日の翌日から1年間をいいます。ただし、2016年4月5日以前より引き続きクレジットカード会員またはWEB会員である場合は、上記(1)については、2016年4月6日から次に到来する登録月の5日までの期間をいいます。</p>	<p>14. 「ポイント積立期間」とは、(1) 登録日から、その年の12月31日までの期間をいい、かつ、(2) それ以降は、直前の積立期間の終了日の翌日である1月1日から12月31日までの1年間をいいます。</p>

以上

■主な改訂内容 新旧対比

※条項の新設・改訂の変更に伴う条項数の変更や、軽微な文言変更などの改訂箇所は省略しております。

①カード会員規約

改訂前	改訂後
<p>第3条（暗証番号）</p> <p>5. 暗証番号の変更にはカードの再発行が必要となります。尚、本会員が暗証番号の変更を希望される場合は、再発行手続きの申し出とともに、第13条に定める再発行手数料を本会員が支払うものとします。また、カードの紛失・盗難・汚損・破損等によりカードを再発行する場合においても、同様に暗証番号の登録を改めて行う必要があるものとします。</p>	<p>第3条（暗証番号）</p> <p>5. 暗証番号の変更にはカードの再発行が必要となります。尚、本会員が暗証番号の変更を希望される場合は、再発行手続きの申し出とともに、第13条に定める再発行手数料を本会員が支払うものとします。</p>
<p>第26条（反社会的勢力の排除・「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に関する事項）</p> <p>1. カードの申込者（本契約成立後は本会員、以下1項から5項までにおいて同様とします。）は、申込者が、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。</p> <p><u>(1) 暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者</u></p> <p><u>(2) 暴力団準構成員</u></p> <p><u>(3) 暴力団関係企業の役員・従業員</u></p> <p><u>(4) 総会屋等</u></p> <p><u>(5) 社会運動等標ぼうゴロ</u></p> <p><u>(6) 特殊知能暴力集団等の構成員</u></p> <p><u>(7) 前各号の共生者</u></p> <p>-(8) その他前各号に準ずる者</p>	<p>第26条（反社会的勢力の排除・「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に関する事項）</p> <p>1. カードの申込者（本契約成立後は本会員、以下1項から5項までにおいて同様とします。）は、申込者が、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。</p> <p><u>(1) 暴力団</u></p> <p><u>(2) 暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者</u></p> <p><u>(3) 暴力団準構成員</u></p> <p><u>(4) 暴力団関係企業・団体及び当該企業・団体の役員・従業員等</u></p> <p><u>(5) 総会屋等</u></p> <p><u>(6) 社会運動等標ぼうゴロ</u></p> <p><u>(7) 特殊知能暴力集団等の構成員</u></p> <p><u>(8) テロリスト等</u></p> <p><u>(9) 日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者</u></p> <p><u>(10) その他前各号に準ずる者（以下1号ないし本号に該当する者を総称して「暴力団員等」という）</u></p>

	<p>(11) <u>暴力団員等の共生者（以下の①～④のいずれかに該当する者）</u></p> <p>① <u>暴力団員等が、実質的に経営を支配しているもしくは関与していると認められる関係を有する者、または当該関係を有する者が法人等である場合には当該法人等に所属する者</u></p> <p>② <u>自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者</u></p> <p>③ <u>暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、暴力団の維持、運営に協力し、または関与をしていると認められる関係を有する者</u></p> <p>④ <u>暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者</u></p>
<p>第30条（ショッピングの利用方法）</p> <p>1. 会員は、カードを提示のうえ、所定の伝票にカードと同一の自己の署名をすることまたは当社が適当と認めた店舗において所定の端末機に暗証番号を入力すること（但し、端末機等の故障の場合には、当社が別途適当と認める方法）により、カードを利用することができます。但し、当社が特に認めた場合は、当社指定の方法により署名またはカードの提示を省略できる場合があります。尚、暗証番号による取引において、暗証番号の入力を行わない場合にはカードの利用ができない場合があります。</p>	<p>第30条（ショッピングの利用方法）</p> <p>1. 会員は、カードを提示のうえ、所定の伝票にカードと同一の自己の署名をすることまたは当社が適当と認めた店舗において所定の端末機に暗証番号を入力すること（但し、端末機等の故障の場合には、当社が別途適当と認める方法）<u>その他当社が認めた方法</u>により、カードを利用することができます。但し、当社が特に認めた場合は、当社指定の方法により署名、<u>暗証番号の入力</u>またはカードの提示を省略できる場合があります。</p>

②個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意条項

改訂前	改訂後
<p>第2条（信用情報機関への登録・利用）</p> <p><u>【新設】</u></p>	<p>第2条（信用情報機関への登録・利用）</p> <p><u>6. 本会員は、当社が、当社が加盟する以下の信用情報機関から電話接続状況履歴（全国の固定電話及び携帯電話の接続状況調査結果の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれています。）の提供を受け、個人データとして取得し、支払能力の調査にのみ利用することに同意するものとします。</u></p>

	<p><u><当社が電話接続状況履歴を取得する信用情報機関></u> <u>名称：株式会社日本信用情報機構</u> <u>電話：0570-055-955</u> <u>ホームページアドレス：https://www.jicc.co.jp/</u></p>
<p>第6条（個人情報の開示・訂正・削除）</p> <p>1. 会員は、当社に対して、会員自身の個人情報を開示するよう請求ができます。</p> <p>2. 開示請求により、万一登録内容が不正確または誤りであることが明らかになった場合には、当社は、速やかに当社が保有する当該情報の訂正または削除に応じるものとします。</p> <p>3. 会員は、個人情報の開示・訂正・削除等については、本規約末尾記載の【お問い合わせ・ご相談窓口】に届け出るものとします。開示手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細について回答します。また信用情報機関へ開示を求める場合には、第2条3項記載の信用情報機関へ連絡するものとします。</p>	<p>第6条（個人データの開示・訂正・削除等）</p> <p>1. 会員は、当社に対して、会員自身の個人データ<u>其他法令で当社に開示が義務づけられている情報</u>を開示するよう請求ができます。</p> <p>2. <u>個人データの</u>開示請求により、万一登録内容が不正確または誤りであることが明らかになった場合には、当社は、速やかに当社が保有する当該個人データの訂正または削除に応じるものとします。</p> <p>3. 会員は、個人データの開示・訂正・削除等については、本規約末尾記載の【お問い合わせ・ご相談窓口】に届け出るものとします。開示等の手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細について回答します。また信用情報機関へ開示を求める場合には、第2条3項記載の信用情報機関へ連絡するものとします。</p>

③エムアイカード・アメリカン・エクスプレス・カード特約

改訂前	改訂後
<p>第4条（海外利用代金の決済レート等）</p> <p>カードの利用代金等が外貨建てで生じた場合には、これを円換算して請求いたします。この換算はアメリカン・エクスプレスにおけるカード利用代金等の処理日に行われ、当該カード利用代金等のアメリカン・エクスプレスへの提出時期により実際のカード利用日と異なることがあります。カード利用代金等が米ドル以外の外貨建てで生じた場合、カード利用代金等を一旦米ドルに換算後これを円換算します。カード利用代金等が米ドルで生じた場合には、直接円換算します。法令により特定の換算レートの適用が義務付けられている場合を除き、アメリカン・エクスプレスによる円換算に際しては、換算日の前営業日における主要な外国為替相場情報からアメリカン・エクスプ</p>	<p>第4条（海外利用代金の決済レート等）</p> <p>カードの利用代金等が外貨建てで生じた場合には、これを円換算して請求いたします。この換算はアメリカン・エクスプレスにおけるカード利用代金等の処理日に行われ、当該カード利用代金等のアメリカン・エクスプレスへの提出時期により実際のカード利用日と異なることがあります。カード利用代金等が米ドル以外の外貨建てで生じた場合、カード利用代金等を一旦米ドルに換算後これを円換算します。カード利用代金等が米ドルで生じた場合には、直接円換算します。法令により特定の換算レートの適用が義務付けられている場合を除き、アメリカン・エクスプレスによる円換算に際しては、換算日の前営業日における主要な外国為替相場情報からアメリカン・エクスプ</p>

<p>レスが選択した銀行間レートを基に、2%の外貨取扱手数料を加えた換算レートを使用するものとします（但し、米ドルを介しての円換算の場合、当該手数料が重複して課せられることはありません）。</p>	<p>レスが選択した銀行間レートを基に、<u>0.25</u>%の外貨取扱手数料を加えた換算レートを使用するものとします（但し、米ドルを介しての円換算の場合、当該手数料が重複して課せられることはありません）。</p>
---	--

④エムアイカード・エムアイポイントサービス特約

改訂前	改訂後
<p>第2条（定義）</p> <p><u>【新設】</u></p>	<p>第2条（定義）</p> <p><u>3. 「デジタル会員証」とは、エムアイポイント会員証の機能を有するアプリケーション（アプリケーションに表示されるバーコードもしくは二次元コードまたは非接触型 IC チップの総称）をいいます。</u></p>
<p><u>【新設】</u></p>	<p><u>4. 「エムアイポイント会員証等」とは、エムアイポイント会員証及びデジタル会員証の総称をいいます。</u></p>
<p><u>7.</u> 「登録日」とは、エムアイポイント会員として当社に登録された日をいいます。ただし、2016年4月5日以前より引き続きクレジットカード会員またはWEB会員である場合、それぞれクレジットカード会員またはWEB会員となった日を意味します。</p>	<p><u>9.</u> 「登録日」とは、エムアイポイント会員として当社に登録された日をいいます。ただし、2016年4月5日以前より引き続きクレジットカード会員または<u>三越伊勢丹</u>WEB会員である場合、それぞれクレジットカード会員または<u>三越伊勢丹</u>WEB会員となった日を意味します。<u>また、株式会社三越伊勢丹が特に指定し、かつその利用規約等に登録日に関する規定があるアプリケーション上で三越伊勢丹WEB会員への登録を行った場合、当該規定が登録日として定める日を意味します。</u></p>
<p><u>12.</u> 「ポイント積立期間」とは、（1）登録日から、その<u>翌年の登録月の5日</u>までの期間をいい、かつ、（2）それ以降は、直前の積立期間の終了日の翌日から1年間をいいます。ただし、2016年4月5日以前より引き続きクレジットカード会員またはWEB会員である場合は、上記（1）については、2016年4月6日から次に到来する登録月の5日までの期間をいいます。</p>	<p><u>14.</u> 「ポイント積立期間」とは、（1）登録日から、その年の<u>12月31日</u>までの期間をいい、かつ、（2）それ以降は、直前の積立期間の終了日の翌日<u>である1月1日から12月31日までの</u>1年間をいいます。</p>
<p><u>13.</u> 「ポイント有効期限」とは、各ポイント積立期間に貯めたポイントを利用できる期間のことであり、各ポイント積立期間に加えて、各ポイント積立期間の終了日（同日を含みません）から13カ月間をいいます。</p>	<p><u>15.</u> 「ポイント有効期限」とは、各ポイント積立期間に貯めたポイントを利用できる期間のことであり、各ポイント積立期間に加えて、各ポイント積立期間の終了日<u>の翌日である1月1日から翌年1月31日までの</u>13カ月間をいいます。</p>

<p>14. 「エムアイポイントウェブサイト」とは、ポイントサービスの公式ウェブサイト (http://www.mipoint.jp)をいいます。</p>	<p>16. 「エムアイポイントウェブサイト」とは、<u>ポイントサービスの公式ウェブサイト (https://www.mipoint.jp)</u> 及び当社のウェブサイトのポイントサービス関連ページをいいます。</p>
<p>15. 「WEB会員」とは、株式会社三越伊勢丹の定める「WEB会員規約」に従ってWEB会員として登録されている者をいいます。</p>	<p>17. 「<u>三越伊勢丹WEB会員</u>」とは、株式会社三越伊勢丹の定める「<u>三越伊勢丹WEB会員規約</u>」に従って<u>三越伊勢丹WEB会員</u>または別途当社が指定する名称の同社のオンラインショッピング会員として登録されている者をいいます。</p>
<p>16. 「指定ID及びパスワード」とは、エムアイポイント会員がインターネット上でエムアイポイントサービスを利用するために、エムアイポイントウェブサイトにログインするためのID及びパスワードをいい、WEB会員として株式会社三越伊勢丹に登録したログインID及びパスワードとなります。</p>	<p>18. 「指定ID及びパスワード」とは、エムアイポイント会員がインターネット上でエムアイポイントサービスを利用するために、<u>ポイントサービスの公式ウェブサイト (https://www.mipoint.jp)</u>、エムアイポイント付与対象店舗であるショッピングサイトおよびその他当社の指定するウェブサイトにログインするためのID及びパスワードをいい、<u>三越伊勢丹WEB会員</u>として株式会社三越伊勢丹に登録したログインID及びパスワードとなります。</p>
<p><u>【新設】</u></p>	<p>19. 「<u>会員情報連携</u>」とは、<u>三越伊勢丹WEB会員資格を有する者が、当該三越伊勢丹WEB会員の登録情報に、当該三越伊勢丹WEB会員が有するクレジットカード会員としての情報を登録することをいいます。</u></p>
<p>第8条 (エムアイポイントサービス) 3. ポイントの移行について (1) エムアイポイント会員として複数の資格を有する場合、別個のエムアイポイント会員として取り扱われます。本項に基づくポイントの移行を行わない限り、各資格においてそれぞれ貯めたポイントを合算して利用することはできません。</p>	<p>第8条 (エムアイポイントサービス) 3. ポイントの移行について (1) エムアイポイント会員として複数の資格を有する場合、別個のエムアイポイント会員として取り扱われ、各資格においてそれぞれ貯めたポイントを合算して利用することはできません。</p>
<p>(2) エムアイポイント会員は、あるエムアイポイント会員としての資格に基づくポイントを他のエムアイポイント会員としての資格に基づくポイントに移行すること(例えばWEB会員として貯めたポイントをクレジットカード会員としてのポイントに移行し、クレジットカード会員として合算して利用すること)ができます。ただし、ポイントの移行のためには、WEB会員として指定ID及びパスワードを有して</p>	<p><u>(2) 前号の規定にかかわらず、三越伊勢丹WEB会員およびクレジットカード会員の両方のエムアイポイント会員資格を有し、かつ、両資格の会員情報連携が行われている場合は、三越伊勢丹WEB会員として貯めたポイントは当該クレジットカード会員としてのポイントに自動的に移行され、当該クレジットカード会員としてのポイントと合算されます(但し、会員情報連携の開始から当該合算の手続が完了するま</u></p>

<p>いる必要があり、当社が別途定めるところに従いポイントの移行登録 手続をとる必要があります。</p>	<p><u>でに一定の時間を要します)。当該合算後のポイントは、当該クレジ ットカード会員としてのエムアイポイント会員資格において利用す ることができます。なお、当該合算後のポイントには、クレジットカ ード会員規約が適用され、以後、いかなる事情があっても、三越伊勢 丹WEB会員としてのポイントに戻したり、移行させたりすることは できません。</u></p>
<p>-(3)前号にもかかわらず、クレジットカード会員として貯めたポイント(な お、他のエムアイポイント会員としての資格に基づくポイントの移行 により、取得したポイントを含みます。)を他のエムアイポイント会 員としての資格に移行することはできません。その他、本項に基づく ポイントの移行ができない場合があります。</p>	<p>【削除】</p>
<p>-(4)本項に基づくポイントの移行は、移行元と移行先のエムアイポイント 会員が同一人と認められる場合にのみ可能となります。</p>	<p>【削除】</p>
<p>-(5)本項に基づくポイントの移行を行った場合、移行したポイントについ ては、移行先のエムアイポイント会員の資格に係るポイント有効期限 が適用されます。</p>	<p><u>(3)第2号に基づき移行されたポイントについては、移行先であるクレジ ットカード会員の資格に係るポイント有効期限が適用されます。</u></p>
<p>第9条 (エムアイポイントサービスの提供の一時停止)</p> <p>1. エムアイポイントサービスは、以下の場合、一時停止する場合があります。</p> <p>(1) エムアイポイント会員証を紛失し、盗難にあい、または第三者に利用 された旨、エムアイポイントデスクに申告があった場合</p> <p>(2) 指定ID及びパスワードの一部または全部が漏洩し、開示され、また は第三者に利用された旨、エムアイポイントデスクに申告があった場 合</p> <p>(3) エムアイポイント会員証の破損その他何らかの理由により、エムアイ ポイント会員証等または指定ID及びパスワードの一部または全部 が利用できなくなった場合</p>	<p>第9条 (エムアイポイントサービスの提供の一時停止)</p> <p>1. エムアイポイントサービスは、以下の場合、一時停止する場合があります。</p> <p>(1) エムアイポイント会員証等 (<u>デジタル会員証が記録されたモバイル端 末機器も含み、以下本条において同じとします。)</u>を紛失し、盗難にあ い、または第三者に利用された旨、<u>当社所定の問い合わせ窓口</u>に申告 があった場合</p> <p>(2) 指定ID及びパスワードの一部または全部が漏洩し、開示され、また は第三者に利用された旨、<u>当社所定の問い合わせ窓口</u>に申告があった 場合</p> <p>(3) エムアイポイント会員証等の破損もしくは故障、<u>不具合</u>その他何らか の理由により、エムアイポイント会員証等または指定ID及びパスワ ードの一部または全部が利用できなくなった場合</p>

<p>第10条（ポイント有効期限）</p> <p>1. 各ポイント積立期間内に貯められたポイントのポイント有効期限は、各ポイント積立期間に加えて、当該ポイント積立期間の終了日（同日を含みません。）から13カ月間であり、ポイント有効期限内に利用されなかったポイントは全て失効します。</p>	<p>第10条（ポイント有効期限）</p> <p>1. 各ポイント積立期間内に貯められたポイントのポイント有効期限は、各ポイント積立期間に加えて、当該ポイント積立期間の終了日<u>の翌日である1月1日</u>から<u>翌年1月31日までの</u>13カ月間であり、ポイント有効期限内に利用されなかったポイントは全て失効します。</p>
<p>第11条（ポイントの失効・取消・修正）</p> <p>1. 下記各号のいずれかに該当した場合、当該事由に該当した時点で、当該時点のポイント残高の全てが失効し、ポイントの利用ができなくなります。</p> <p><u>(5)</u> その他当社がポイントを失効させることが適切であり必要であると判断した場合</p>	<p>第11条（ポイントの失効・取消・修正）</p> <p>1. 下記各号のいずれかに該当した場合、当該事由に該当した時点で、当該時点のポイント残高の全てが失効し、ポイントの利用ができなくなります。</p> <p><u>(5)</u> <u>三越伊勢丹WEB会員の登録を完了するまでに、デジタル会員証が記録されたモバイル端末機器の破損、故障または不具合、アプリケーションのアンインストールその他の理由によってデジタル会員証を利用できなくなった場合</u></p> <p><u>(6)</u> その他当社がポイントを失効させることが適切であり必要であると判断した場合</p>
<p>第22条（ポイントサービスの一時中断、中止について）</p> <p>1. 当社及び提携先は、以下のいずれかの事由が生じた場合、ポイントの付与もしくは利用、ポイント交換、ポイント券との引換え、ポイント券の利用その他のポイントサービスの一部または全部の提供を一時中断、または中止することがあります。それによりエムアイポイント会員に損害が生じても、当社及び提携先は、それについて一切責任を負わないものとします。</p> <p>(1) 天災等の不可抗力の場合</p> <p>(2) 通信事業者・電気供給事業者その他当社または提携先の委託先の責に帰すべき事由がある場合</p> <p>(3) エムアイポイント会員証の磁気不良、破損が生じた場合</p> <p>(4) ポイント付与、利用、交換及びポイント券との引換え、ポイント券の利用等のサービスの提供に係る当社及び提携先の各社もしくは委託先の機器、装置、システム、ソフトウェア等に不具合等が発生した場合</p>	<p>第22条（ポイントサービスの一時中断、中止について）</p> <p>1. 当社及び提携先は、以下のいずれかの事由が生じた場合、ポイントの付与もしくは利用、<u>ポイントの移行</u>、ポイント交換、ポイント券との引換え、ポイント券の利用その他のポイントサービスの一部または全部の提供を一時中断、または中止することがあります。それによりエムアイポイント会員に損害が生じても、当社及び提携先は、それについて一切責任を負わないものとします。</p> <p>(1) 天災等の不可抗力の場合</p> <p>(2) 通信事業者・電気供給事業者その他当社または提携先の委託先の責に帰すべき事由がある場合</p> <p>(3) エムアイポイント会員証の磁気不良、破損が生じ、<u>またはデジタル会員証が記録されたモバイル端末機器の破損、故障、不具合その他の理由により利用できなくなった場合</u></p> <p>(4) ポイント付与、利用、<u>移行</u>、交換及びポイント券との引換え、ポイン</p>

	ト券の利用等のサービスの提供に係る当社及び提携先の各社もしくは委託先の機器、装置、システム、ソフトウェア等に不具合等が発生した場合
2. 当社及び提携先は、前項の事由がない場合であっても、エムアイポイントウェブサイトへ掲載する等の方法で、エムアイポイント会員に通知もしくは告知することにより、ポイントの付与もしくは利用、ポイント交換、ポイント券との引換え、ポイント券の利用その他のポイントサービスの一部または全部を一時中断、または中止することができるものとします。この場合も、当社及び提携先はそれについて一切責任を負いません。	2. 当社及び提携先は、前項の事由がない場合であっても、エムアイポイントウェブサイトへ掲載する等の方法で、エムアイポイント会員に通知もしくは告知することにより、ポイントの付与もしくは利用、 <u>ポイント移行</u> 、ポイント交換、ポイント券との引換え、ポイント券の利用その他のポイントサービスの一部または全部を一時中断、または中止することができるものとします。この場合も、当社及び提携先はそれについて一切責任を負いません。
第23条（免責事項） 1. エムアイポイント会員以外の者によって、エムアイポイント会員証が提示されもしくは指定ID及びパスワードが入力されたとき、またはポイント券が提示されたときは、当社は当該エムアイポイント会員以外の者の利用について、当該エムアイポイント会員に対する責めを負いません。	第23条（免責事項） 1. エムアイポイント会員以外の者によって、エムアイポイント会員証等が提示されもしくは指定ID及びパスワードが入力されたとき、またはポイント券が提示されたときは、当社は、 <u>当社に故意または重過失がある場合を除き</u> 、当該エムアイポイント会員以外の者の利用について、当該エムアイポイント会員に対する責めを負いません。
第25条（個人情報の収集・保有・利用・提供・預託の同意等） 2.（個人情報の項目） （2）エムアイポイント会員の会員登録申込日、登録日、登録申込店舗、会員番号、指定ID及びパスワード、会員登録状況、会員証の利用停止、退会その他の状況等の契約内容に関する情報 （3）エムアイポイント会員のポイントの付与状況、ポイントの利用状況、ポイント残高、ポイントが付与された店舗、ポイントが利用された店舗、ポイントの付与及び利用の履歴、ポイント券との引換え状況、ポイント券の利用状況、ポイント券が利用された店舗、ポイント券との引換え及びポイント券利用の履歴等、ポイント及びポイント券に関する情報	第25条（個人情報の収集・保有・利用・提供・預託の同意等） 2.（個人情報の項目） （2）エムアイポイント会員の会員登録申込日、登録日、登録申込店舗、会員番号、指定ID及びパスワード、会員登録状況、 <u>エムアイポイント会員証等</u> の利用停止、退会その他の状況等の契約内容に関する情報 （3）エムアイポイント会員のポイントの付与状況、ポイントの利用状況、ポイント残高、ポイントが付与された店舗、ポイントが利用された店舗、ポイントの付与及び利用の履歴、 <u>ポイントの移行の履歴</u> 、ポイント券との引換え状況、ポイント券の利用状況、ポイント券が利用された店舗、ポイント券との引換え及びポイント券利用の履歴等、ポイント及びポイント券に関する情報
第26条（個人情報 情報 の第三者への提供の制限） 当社、共同利用会社及び提携先は、第27条に規定する場合を除き、エムアイ	第26条（個人 データ の第三者への提供の制限） 当社、共同利用会社及び提携先は、第27条に規定する場合を除き、エムアイ

<p>ポイント会員の個人情報を第三者に提供しないものとします。</p> <p>第27条（個人情報の第三者への提供の制限の例外的場合）</p> <p>1. 前条にもかかわらず、以下のいずれかに該当する場合に限り、当社、共同利用会社及び提携先は、エムアイポイント会員の個人情報を第三者へ開示または提供することができるものとします。</p> <p>（5）エムアイポイント会員の個人情報を第三者に提供するにあたり、予め、①第三者への提供を利用目的とすること、②第三者に提供される個人データの項目、③第三者への提供の手段または方法、④エムアイポイント会員の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること、をエムアイポイント会員に通知し、またはエムアイポイント会員が容易に知りうる状態に置いておくとともに、エムアイポイント会員の求めに応じて第三者への提供を停止する措置を取る場合</p> <p>（6）第25条第3項第（3）号に定めるとおり、個人を特定できないように加工したうえで、個人情報を第三者に開示または提供する場合</p> <p>2. 前項に基づき第三者にエムアイポイント会員の個人情報を開示・提供する場合には、当社、共同利用会社及び提携先は、当該第三者との間で個人情報の取扱いに関する取り決めを行い、個人情報の保護に万全を期するものとします。</p> <p>第28条（個人情報の開示・訂正・削除）</p> <p>エムアイポイント会員は、当社に対して、エムアイポイント会員自身の個人情報を開示するよう請求ができます。開示請求により、万一当社が保有する個人情報の内容が不正確または誤りであることが明らかになった場合には、当社は、速やかに当社が保有する当該情報の訂正または削除に応じるものとします。エムアイポイント会員は、個人情報の開示・訂正・削除等については、エムアイポイントデスクに届け出るものとします。当社は、お問い合わせ窓口</p>	<p>ポイント会員の個人データを第三者に提供しないものとします。</p> <p>第27条（個人データの第三者への提供の制限の例外的場合）</p> <p>1. 前条にもかかわらず、以下のいずれかに該当する場合に限り、当社、共同利用会社及び提携先は、エムアイポイント会員の個人データを第三者へ開示または提供することができるものとします。</p> <p>（5）エムアイポイント会員の個人データを第三者に提供するにあたり、予め、①当社の名称及び住所並びにその代表者の氏名、②第三者への提供を利用目的とすること、③第三者に提供される個人データの項目、④第三者に提供される個人データの取得の方法、⑤第三者への提供の手段または方法、⑥エムアイポイント会員の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること、⑦その他法令で定める事項をエムアイポイント会員に通知し、またはエムアイポイント会員が容易に知りうる状態に置いておくとともに、エムアイポイント会員の求めに応じて第三者への提供を停止する措置を取る場合</p> <p>（6）第25条第3項第（3）号に定めるとおり、個人を特定できないように加工したうえで、個人データを第三者に開示または提供する場合</p> <p>2. 前項に基づき第三者にエムアイポイント会員の個人データを開示・提供する場合には、当社、共同利用会社及び提携先は、当該第三者との間で個人情報の取扱いに関する取り決めを行い、個人情報の保護に万全を期するものとします。</p> <p>第28条（個人データの開示・訂正・削除等）</p> <p>エムアイポイント会員は、当社に対して、エムアイポイント会員自身の個人データその他法令で当社に開示が義務づけられている情報を開示するよう請求ができます。開示請求により、万一当社が保有する個人データの内容が不正確または誤りであることが明らかになった場合には、当社は、速やかに当社が保有する当該データの訂正または削除に応じるものとします。エムアイポイント会員は、個人データの開示・訂正・削除等については、当社所定のお問い合わせ</p>
--	--

て、開示手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細について回答します。

窓口に届け出るものとします。当社は、お問い合わせ窓口にて、開示等の手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細について回答します。